

# 平成28年度 軽自動車税 税率改正について

## ○原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車の税率

平成28年度から税率が変更されます。なお、農耕作業用小型特殊自動車のみ現行税率となります。

車両種別	車両区分		現行税率	平成28年度以降税率
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの（ミニカーを除く）		1,000円	2,000円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの		1,200円	2,000円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下のもの		1,600円	2,400円
	ミニカー		2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	総排気量が125ccを超え250cc以下のもの		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕 作業用	二輪のもの	2,400円	2,400円
		四輪のもの		
		1,000ccを超えるもの		
	特殊作業用（フォークリフトなど）		4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの		4,000円	6,000円

## ○軽自動車の税率（三輪以上のもの）及び重課税率（新車登録から13年を超える車両）について

平成28年度から重課税率が導入され、新規検査から13年を経過した軽自動車（三輪以上のもの）に適用されます。ただし、電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課の対象から除きます。

車両種別			税率（年税率）		
			平成27年3月31日以前 に登録済みの車両	平成27年4月1日以降に新 車登録をした車両	新車登録から13年を超える 車両（平成28年度から）
			現行税率	新税率	重課税率
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	自家用	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	乗用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円

※平成28年度課税・平成29年度課税の判定の仕方

- ・平成28年度課税の重課対象は、平成14年12月31日以前に最初の新規検査をした車両（自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成14年」以前）
- ・平成29年度課税の重課対象は、平成16年3月31日以前に最初の新規検査をした車両（自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成16年3月」以前）

## ○グリーン化特例（軽課）が導入されます

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る。）で、次の基準を満たす車両は、平成28年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。

車両種別			税率（年税率）		
			(ア)	(イ)	(ウ)
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	自家用	乗用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	乗用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	1,000円	1,900円	2,900円

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

(イ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車  
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

○お問い合わせ 町民税務課 税務G ☎84-1966（直通）